

目次	1面…高浜発電所3、4号機の再稼動についてのご理解への御礼
	2面…高浜発電所3、4号機の運転差止仮処分命令が取り消し 高浜発電所3、4号機の再稼動工程を進めています

高浜発電所3、4号機の再稼動について福井県、高浜町よりご理解をいただきました。福井県民の皆さまには、これまで原子力事業にご理解とご支援を賜り、電力の安定供給にご協力いただいていることにあらためて御礼申し上げます。

さらに、福井地裁において高浜発電所3、4号機運転差止仮処分命令が取り消されたので、今後、安全性の確保に万全を期したうえで、慎重に再稼動を進めてまいります。

当社は、福島第一原子力発電所のような事故を二度と起こさないという強い決意のもと、徹底した安全対策に努め、規制の枠にとどまらない、原子力発電所の安全性のさらなる向上に、全社を挙げて取り組んでまいります。



これまでの主な経緯

福井県

平成27年11月30日
福井県原子力安全専門委員会 発電所ご視察

12月17日
福井県議会が再稼動についてご判断
（「再稼動する必要があると判断する」との決議案を可決）

12月19日
福井県原子力安全専門委員会
（「必要な対策は出来ている」との報告書を西川福井県知事に提出）

12月21日
西川福井県知事が
発電所ご視察
（新規制基準対応工事
の実施結果を確認）



西川福井県知事
ご視察の様子

12月22日
西川福井県知事が再稼動についてご判断

高浜町

平成27年3月20日
高浜町議会が再稼動についてご判断

4月6日
野瀬高浜町長が発電所ご視察

12月3日
野瀬高浜町長が再稼動についてご判断

国

平成27年12月16日
福井エリア地域原子力防災協議会
（高浜地域の緊急時対応をとりまとめ）

12月18日
原子力防災会議
（高浜地域の緊急時対応を承認）

12月20日
林経済産業大臣が
発電所ご視察



林経済産業大臣
ご視察の様子

西川福井県知事へ安全確保に向けた決意などを弊社八木社長がご説明しました

平成27年12月21日、西川福井県知事と八木社長が面談し、安全確保に向けた決意や、使用済燃料の中間貯蔵施設の県外立地の方針、電力消費地での原子力の重要性に関する理解活動の継続・強化などについて西川福井県知事にご説明しました。今後もハード、ソフト両面の安全性向上対策について、たゆまぬ改善を図っていくとともに、全社一丸となって、何よりも安全最優先に、地元を軸足を置いた原子力運営に取り組むことをお伝えしました。



西川福井県知事(右)に説明する八木社長(左)

福井地方裁判所において、高浜発電所3、4号機の運転差止仮処分命令が取り消されました

平成27年12月24日、福井地方裁判所において、高浜発電所3、4号機の運転差止仮処分命令を取り消す決定が出されました。また、大飯発電所3、4号機の運転差止めを求める仮処分命令申立てについても却下するとの決定が出されました。

当社は、平成27年4月14日に出された高浜発電所3、4号機の運転差止仮処分命令以降、8カ月間、4回にわたる審尋等において、全力でプラントの安全性、信頼性の主張、立証をしてまいりました。

このたび裁判所は、「原子炉施設の安全性について、新規規制基準の内容および原子力規制委員会による新規規制基準への適合性判断に、不合理な点があるか否かという観点から、東京電力福島第一原子力発電所事故の深刻さを踏まえて、厳格に審理・判断すべき」とした上で、「新規規制基準の内容は合理的である」とし、また、関西電力の安全確保対策等に関する「原子力規制委員会の適合性判断に不合理な点はない」としました。

争点	裁判所の判断理由	
	新規規制基準の内容	新規規制基準への適合性判断
基準地震動	基準地震動の策定にあたり、複数の手法を併用し、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、不確かさを適切に考慮して保守的な評価をすることを求め、これを高度の専門性・独立性を有する規制委員会が個別かつ具体的に審査する枠組みとしている。	詳細な調査を行った上で、信頼性の高い計算手法を用い、不確かさを考慮した保守的な設定をすることで、国際水準に照らしても保守的な評価を実施し、基準地震動を策定している。
耐震安全性	安全上重要な施設を区分し、これを耐震重要度Sクラスとすることで原子力発電所全体の安全性を確保している。	基準地震動に対して相応の余裕を有した耐震安全性を確保している。
使用済燃料	代替的注水・冷却設備に高度の耐震安全性を求めることでその安全性を確保する枠組みとしている。	使用済燃料ピットやその安全性を確保する施設等に高い耐震安全性を持たせるとともに、多様な代替的注水・冷却手段を整備している。
津波	最新の科学的・技術的知見を踏まえた耐津波安全性の確保を求めている。	文献や堆積物調査によって過去の津波を調査した上で、保守的な計算によって基準津波を策定し、防潮堤の設置等の浸水対策を実施している。

これらの新規規制基準の内容は合理的である。

これら関西電力の安全確保対策等に関する原子力規制委員会の適合性判断に不合理な点はない。

裁判所の判断

高浜発電所3、4号機の運転差止めを認容した原決定を取り消す。

高浜発電所3、4号機の再稼働工程を進めています

当社は、平成27年12月24日、地元である福井県および高浜町の再稼働のご判断、福井地方裁判所において、高浜発電所3、4号機の運転差止仮処分命令を取り消す決定を受けたこと等を総合的に判断し、高浜3、4号機の再稼働工程を決定しました。

高浜3号機は1月下旬の原子炉起動に向け、順次工程を進めています。4号機は新たに設置した機器が技術基準に適合していることなどを原子力規制庁に確認していただく検査を受けているところです。

今後も、安全性の確保に万全を期したうえで、緊張感を持って慎重に再稼働を進めてまいります。

高浜発電所3号機の再稼働に向け燃料装荷を行いました

当社は、12月25日、燃料装荷作業の開始について、森中原子力事業本部長代理から、福井県櫻本安全環境部長へご報告しました。なお、12月25日より原子炉への燃料装荷作業を実施し、12月28日、157体全ての燃料装荷作業が終了しました。

高浜3号機の再稼働工程

燃料装荷	12月25～28日
原子炉起動	1月下旬
臨界	1月下旬
並列	2月上旬
定格熱出力一定運転	2月上旬
本格運転	2月下旬

【用語解説】

原子炉起動…臨界に向けて制御棒の引き抜き作業を開始すること
 臨界…核分裂の連鎖反応が維持される状態のこと
 並列…発電機と送電系統をつなぎ、送電を開始すること
 定格熱出力一定運転…原子炉の熱出力を定格値で一定となるよう運転すること
 本格運転…原子力規制庁の最終検査(総合負荷性能検査)合格後に運転すること



櫻本部長(左)に説明する森中原子力事業本部長代理(右)



高浜3号機の燃料装荷作業の様子(12月25日)

関西電力株式会社

原子力事業本部 地域共生本部 広報グループ 〒919-1141 福井県三方郡美浜町郷市13号横田8番 ☎0770-32-3633(直通)
 本誌に対するご意見・ご感想等は、当社ホームページからお寄せください。
 (当社ホームページ) <http://www.kepcoco.jp/corporate/info/community/wakasa/ew/>

越前若狭のふれあい 検索